

## WTO農業交渉に関する意見書

世界貿易機関(WTO)の新多角的貿易交渉(ドーハラウンド)で、農業と非農産品両分野の交渉議長は、12月6日、関税引き下げなど貿易自由化ルールを盛り込んだ保護削減の基準であるモダリティの議長案を公表した。

農業分野は、関税引き下げ幅を例外的に低く抑えられる「重要品目」の対象数を全品目の最大6%とするなど、7月の閣僚会合での議論の流れを概ね踏襲しており、8%の重要品目の確保等を主張する日本にとって、厳しい内容となっている。

アメリカの金融危機に端を発した世界不況への恐れから、保護貿易主義の台頭を懸念した早期合意の必要性があるとはいえ、我が国の農業にとって、まさに死活的な問題であり、将来に禍根を残す安易な合意は行なわないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月16日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

農林水産大臣

経済産業大臣